
2章 文化振興施策の推進方向

1 文化の意義・効果

文化は個人、家庭、コミュニティ、地域それぞれに重要な意味を持っています。

個人にとって文化とは、「豊かな感受性や想像力を育む」「自己実現ができる」「自分の能力が高まる」「暮らしの中の楽しみ」「リフレッシュになる」など、ゆとりがあり生き生きとした暮らしに欠かせないものです。

また、文化は「生活を豊かにする」「人と人の連帯を醸成する」など、家庭に潤いや彩りを与え、文化活動を通じた人のつながりがコミュニティに厚みをもたらします。

長久手町にとっては、「暮らしが楽しい地域・環境の創出」「地域の活力の向上」「主体的なまちづくりの担い手の育成」「経済の活性化」などを実現することが可能で、住民が地域に愛着と誇りを持ち、快適で魅力と活力あるまちづくりのために重要な役割を担います。

個人、家庭、コミュニティ、長久手町は、それぞれが互いに密接につながっています。例えば、一人ひとりが充実した生活をおくることにより、良好な家庭やコミュニティが実現し、ひいては本町の活力の向上につながります。一方で、暮らしが楽しい地域・環境の創出は、良好な家庭やコミュニティを実現し、一人ひとりにこころの豊かさをもたらします。

文化芸術の振興の意義

人間が人間らしく生きるための糧
人間相互の連帯感を生み出し、共に生きる社会の基盤を形成
より質の高い経済活動の実現
人類の真の発展に貢献するように支えるもの
文化の多様性を維持し、世界平和の礎

資料：文化芸術の振興に関する基本的な方針[第2次基本方針](H19.2 閣議決定)

2 行政の役割

町の文化振興においては、行政はもとより住民、芸術家、専門家、企業等がそれぞれの役割を担い、協力することが必要です。その中で、行政は「文化の基盤整備」「広範な領域にメリットをもたらす施策の実施」「文化にふれる機会の提供」「住民、専門家、企業等の連携を支援」の4つの役割があります。

文化の基盤整備

現在、私たちの生活や経済活動は、教育制度や法制度、道路・公園・水道等の生活基盤といった行政が整備したインフラストラクチャー（社会基盤）に支えられています。文化についても、住民や専門家等による学習、創造、発表、蓄積、流通等の各活動を支えるインフラストラクチャーを、行政が縁の下の力持ちとして整備することが求められています。

広範な領域にメリットをもたらす施策の実施

前節の文化の意義・効果でみたように、文化は個人の資質を高めるだけでなく、良好な家庭・コミュニティの形成や、快適で魅力と活力あるまちづくりなど、広範な領域にメリットをもたらします。また、芸術、伝統文化、まちづくり等は後世の人が恩恵を受けるケースも少なくありません。このように外部効果⁴を持つ活動は、市場に基づいた経済活動の中で最適な供給ができないため、行政が主体的に取り組む必要があります。

文化にふれる機会の提供

文化は「暮らしの中の楽しみ」「自己実現ができる」「自分の能力を高める」「豊かな感受性や創造性を育む」「生活を豊かにする」など個人に対してもさまざまなメリットがあります。ただし、芸術や伝統文化では、理解の前提として特別な知識を要すること、子どもの時の体験がその後の関わり方に大きな影響を与えること、芸術団体が都市部に偏在していることなどから、文化の享受は個人を取り巻く環境に左右されやすいものです。このため、機会の平等という観点から、多くの人が文化にふれる機会を提供するなど、行政が文化事業に携わる必要があります。

住民、専門家、企業等の連携を支援

住民の文化活動、伝統文化や芸術等に携わる専門家の活動をはじめ、本町にはさまざまな文化活動が見られます。行政は地域の文化活動の相談役もしくは調整機関として、住民、専門家、企業等を効果的に結びつけるなど行政ならではのコーディネート力を発揮し、地域の文化資源の効果的な連携、活用を図る役割があります。

⁴ ある活動によるメリットがその活動に対価を支払わない人にまで及ぶことを、経済学では「外部効果」と呼びます。外部効果が発生すると、フリー・ライダー（ただ乗り）の問題が起きて、活動の供給者はそれに見合った対価を確保できず、採算が合わなくなってしまいます。例えば、外交、治安維持、衛生、教育、産業基盤等はこの外部効果があるため、行政が担当しています。文化についても前節の意義・効果でみたようにさまざまな外部効果が確認できます。

3 基本理念

本町は、歴史の中で培われ継承・発展してきた風土や伝統文化を持ち、地域には芸術家や専門家が多数在住しています。このような地域の特性と町民一人ひとりの個性を活かしつつ、たくさんの方が協力して新たな魅力ある文化の創造を図ります。また、豊かな地域社会が織りなす質の高い生活空間を創出することによって、真に町民がゆとりと潤いに満ち、生き生きときらめいている町を目指します。そして、町の文化振興施策の基本理念を次のように掲げます。

ともに創る きらめく長久手

4 基本方針

町の文化振興施策の基本理念である『ともに創る きらめく長久手』の実現を図るため、「誰もが参加でき、充実を得られる文化環境」「芸術のまちアイデンティティの確立」「文化を活かしたまちづくり」を基本方針に掲げます。

基本方針1 誰もが参加でき、充実を得られる文化環境

本町の文化振興の担い手は、町における生活の主役である町民です。町民一人ひとりが文化を通じて、豊かな感受性や創造力を育み、自己実現を図ることによって、人生を充実感あるものにし、生き生きと暮らすことができる文化環境づくりに取り組みます。

基本方針2 芸術のまちアイデンティティの確立

地域の伝統や資源を活用してオリジナリティある芸術を発展させ、全国・全世界へ情報を発信し、交流することにより、芸術の発展に貢献します。また、芸術が町民に身近なものとなり、本町が芸術のまちであることを実感でき、誇りに思えるようなまちづくりを推進します。

基本方針3 文化を活かしたまちづくり

町民や芸術家が創る文化が持つさまざまな力や可能性を、都市空間、産業振興、教育、福祉、日々の暮らし等さまざまな場面に活かしていくのと同時に、元気で暮らしやすいまちが文化を育てていく、このような、まちと文化双方が育っていく仕組みや環境の整備に努めます。

5 具体的目標

前節の3つの基本方針に沿って、町の文化振興施策を実施する上でのガイドラインとなる具体的目標を定めます。

基本方針1 誰もが参加でき、充実を得られる文化環境

幅広い分野にわたる文化環境の充実

価値観やライフスタイルの個性化・多様化に伴い、地域の文化活動も幅広い分野にわたっています。このため、音楽、演劇、舞踊、美術、メディア芸術⁵、文学、伝統芸能、生活文化、文化財など広範なジャンルの文化活動に対して環境の整備を図ります。

町民の多様な文化活動の展開を支援

町民の文化活動に対する関心は、初歩的なものから芸術性の高いものまでさまざまで、活動内容も創造、練習、学習、発表、鑑賞、継承など、多岐にわたっています。その対象も、大人から子ども、高齢者、障害者など社会的な弱者まで、また、主婦、会社員、学生等さまざまな社会属性の町民が想定されます。このような多様性を踏まえ、その文化活動が円滑に展開できるよう支援します。

町民の文化活動のレベルアップを支援

町民の文化活動が一層活発になり、芸術性・技量の向上が図れるよう、文化の創造環境、学習環境、情報の収集・発信環境等を充実させます。また、町民の文化活動を牽引し、手助けする指導者の育成を図ります。

町民の主体的な文化活動の展開に対する環境づくり

文化は人のライフスタイルや内面に深く結びついています。このため、町民を行政施策の受益者としてではなく、主体的な文化活動者と考え、その自立的な文化活動が展開できる環境を整備します。

郷土の伝統文化の保存、継承、発展

本町で脈々と引き継がれてきたオマント・警固祭り、棒の手、打囃子太鼓⁶等の民俗伝統文化は、郷土の歴史や文化の理解に欠かせないものです。これらの文化資源を保存し、次世代へ継承するとともに、現代的な観点から活用し、長久手らしい文化の創造に努めます。

次代を担う子どもの健やかな成長

生の芸術や、地域で継承されてきた伝統芸能等を見たり体験したりする機会を提供するなど、次代を担う子どものこころに文化を届け、子どもの健やかな成長に資する、子どもたちが輝くまちをつくります。

⁵ 映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術

⁶ 一般に祭ばやしと言われ、大太鼓、小太鼓、笛を用いる。

基本方針2 芸術のまちアイデンティティの確立

地域で芸術を育成、創造

町内や近隣にある大学や地域の芸術家等の人的な芸術資源、文化の家等の文化施設、地域で継承されている伝統文化等を活用して、地域における芸術の育成、創造を推進します。

芸術創造と町民文化活動の相乗効果の発揮

芸術家の創造活動や指導が町民文化活動の質を向上させるとともに、町民の芸術に対する関心や理解が芸術家の活動を支えるなど、芸術家と町民の交流が相乗効果を発揮する、芸術が地域に根ざしたまちづくりを進めます。

芸術を通じて、全国・世界と交流

地域で育て、創造した芸術を全国ひいては世界に情報発信し、さまざまな地域の人々との交流を促します。これらの情報発信や交流により、芸術のまちとしてアイデンティティが確立されるよう努めます。

基本方針3 文化を活かしたまちづくり

まちづくりへの文化の活用

美しさ、おもしろさ、新しいものを創る力、人と人を結びつけるきっかけ、夢を共有する力、古くから伝承される叡智など、文化の持つ力（文化力）を活用して、より暮らしやすく、活力のあるまちづくりを図ります。

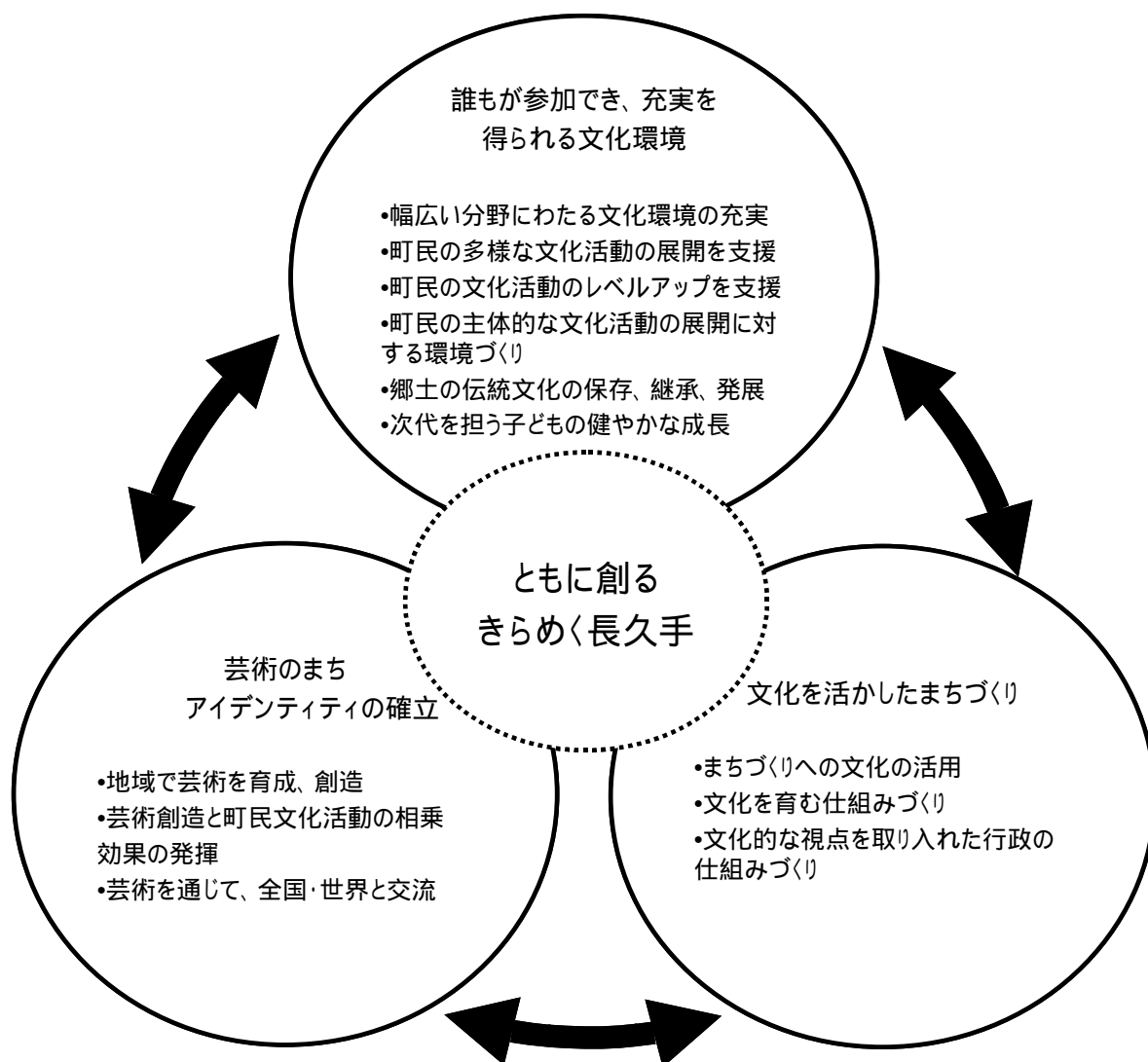
文化を育む仕組みづくり

文化が町民一人ひとりに親しまれ、文化を育む風土を醸成するため、文化に対する町民の関心の向上、伝統文化の継承、芸術活動の経済的な基盤づくりなど、長期的な視点に立って仕組みを整備します。その際、住民・文化団体・企業・行政等がそれぞれの役割や責任を担うと同時に、相互の連携と協働によるパートナーシップの構築を図ります。

文化的な視点を取り入れた行政の仕組みづくり

文化が関わる領域は広く、文化の観点から取り組むべき施策は多様な分野に及んでいます。このため、職員一人ひとりが、文化は“ひとに活力を与え、まちに魅力をもたらす”ものと捉え、町民の文化的なニーズに応えるため柔軟な対応に努め、相互の役割分担と連携を促す仕組みづくりを図ります。

基本方針と具体的目標



6 施策の構成

これまでみてきたように、文化は私たちの営みに広く、かつ、深く関わっています。『ともに創る きらめく長久手』の実現を図るためには、芸術、生活文化、伝統文化の領域にとどまらず、町の自然環境、都市環境、教育、福祉、産業等、さまざまな領域と関わり、総合的な計画性を持ち、それぞれの行政施策に文化的な視点が必要です。

基本方針のうち、「誰もが参加でき、充実を得られる文化環境」と「芸術のまちアイデンティティの確立」については、町の芸術振興の拠点施設である文化の家が大きな役割を担います。また、「文化を活かしたまちづくり」については、広範な領域にわたり、さまざまな部課等が取り組む必要があります。

このような特徴を踏まえ、町では“文化の家”を本町の文化振興の先導的かつ拠点的な施設と位置づけ、3章の「文化の家総合計画」において、文化の家に関する事業、運営、予算を体系的、計画的、具体的に編成します。また、4章の「文化振興についての中長期的展望」では、まちづくり、生活、産業、交流等テーマごとに基本的な方向と施策の具体例を提示します。

文化マスタープランの構成

